

大阪府財務諸表作成基準（平成 23 年 3 月 29 日会計第 3894 号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(附属明細表)</p> <p>第 32 条 財務諸表の内容を補足するため、次の各号の附属明細表を作成する。</p> <p>(1) 固定資産附属明細表 (様式第 5 号)</p> <p>(2) 基金附属明細表 (様式第 6 号)</p> <p>(3) 法人等出資金明細表 (様式第 7 号)</p> <p>(4) 貸付金明細表 (様式第 8 号)</p> <p>(5) 引当金明細表 (様式第 9 号)</p> <p>(6) 地方債明細表 (様式第 10 号)</p> <p>(7) 純資産変動分析表 (様式第 11 号)</p> <p>(8) 府税内訳附属明細表 (様式第 12 号)</p> <p>(9) 資産及び負債行政目的別一覧表 (様式第 13 号)</p> <p>(10) 収入及び費用行政目的別一覧表 (様式第 14 号)</p> <p>(11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表 (様式第 15 号)</p> <p>(12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表 (様式第 16 号)</p> <p>(13) 売却予定固定資産明細表 (様式第 17 号)</p> <p>(14) 基金保管状況明細表 (様式第 18 号)</p> <p>附則 この基準は、平成 27 年 7 月 日から施行し、平成 26 年度の財務諸表から適用する。</p>	<p>(附属明細表)</p> <p>第 32 条 財務諸表の内容を補足するため、次の各号の附属明細表を作成する。</p> <p>(1) 固定資産附属明細表 (様式第 5 号)</p> <p>(2) 基金附属明細表 (様式第 6 号)</p> <p>(3) 法人等出資金明細表 (様式第 7 号)</p> <p>(4) 貸付金明細表 (様式第 8 号)</p> <p>(5) 引当金明細表 (様式第 9 号)</p> <p>(6) 地方債明細表 (様式第 10 号)</p> <p>(7) 純資産変動分析表 (様式第 11 号)</p> <p>(8) 府税内訳附属明細表 (様式第 12 号)</p> <p>(9) 資産及び負債行政目的別一覧表 (様式第 13 号)</p> <p>(10) 収入及び費用行政目的別一覧表 (様式第 14 号)</p> <p>(11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表 (様式第 15 号)</p> <p>(12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表 (様式第 16 号)</p> <p>(13) 売却予定固定資産明細表 (様式第 17 号)</p> <p>附則 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>